



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年6月21日(火) (第16報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第16報の紙面 -					
1	お知らせ【一部新規】	1	5	教育に関する情報	7
2	生活・事業資金・雇用等について【更新】	2	◆	各種相談窓口のお知らせ	7
3	住宅に関する情報【更新】	3	◆	市町村問い合わせ先一覧(6月21日現在)	10
4	医療に関する情報【更新】	5			

1 お知らせ

(1) 會津風雅堂での復興イベントのお知らせ

東北の観光再生を本格スタートさせる キックオフイベント 日本の元気再生 PROJECT「Project JAPAN in FUKUSHIMA ～始まりのAIZU～」を以下により開催します。ご家族揃って是非ご参加ください！

- ◆ 日 時 平成23年6月26日(日) 16:30 開場 17:00 開演
- ◆ 場 所 會津風雅堂
- ◆ 料 金 4,200円 (福島県在住者は当日身分証提示で2,200円返金)
- ◆ 出 演 者 稲垣潤一・川嶋あい・アントニオ猪木ほか
- ◆ 販売場所 ローソンチケット・チケットぴあ・イープラス
- ◆ 詳 細 観光庁 HP

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news01_000108.html

【お問い合わせ先】

- 福島県庁観光交流課 ☎024-521-7297
- GIP (イベント企画担当) ☎022-222-9999

(2) 東北地方の高速道路の無料解放について

東日本大震災による被災者及び原発事故による避難者、中型車以上(トラック、バス等)について、東北地方を発着とする利用が無料開放されます。

- ◆実施期間……①被災者等が運転または同乗している車両：
平成23年6月20日(月) 午前0:00～当面1年間
- ②中型車以上(トラック・バス)：当面8月末まで
※9月以降については、後ほど国土交通省から通知があります。
- ◆必要書類……出口料金所で被災証明書・罹災証明書等及び免許証等の本人確認書類の提示が必要(原発事故による避難者については、警戒区域等に住所を有することを証明する書面(免許証等)の提示でも可)
- ◆留意事項……入口料金所、出口料金所ともに一般レーンを通行する必要があります(ETCレーンは使用不可)。

- ◆対象路線……首都高速、阪神高速など、東北地方のNEXCOと一体で料金を徴収されない高速道路は対象外。

(3) 県内4有料道路の無料開放

県内4有料道路（磐梯山ゴールドライン、磐梯吾妻スカイライン、磐梯吾妻レークライン及びあぶくま高原道路）については同様に無料開放されます。

2 生活・事業資金・雇用等について

(1) 中小企業等復旧・復興支援制度について

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助します。

- ◆対象者
 - ①東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業者等
 - ②原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業者等
- ◆対象経費
 - ・空き工場・空き店舗等の借り上げ（購入）費用
 - ・空き工場・空き店舗等の改装費用
 - ・工場・店舗等の建て替え費用
 - ・被災した工場・店舗・設備等の修繕費用
 - ・被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
 - ・代替設備の借り上げ（取得）費用
- ◆補助率 事業再開の方法、被災程度により異なります。
- ◆受付期間 平成23年6月17日から平成23年7月29日まで
- ◆申請窓口 最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

【お問い合わせ先】

- 県庁企業立地課 ☎024-521-7280
- 商業まちづくり課 ☎024-521-7299
- 商工総務課 ☎024-521-7270

(2) 労働者支援融資制度（勤労者支援資金－災害復旧・医療資金）について

災害により被害を受けた住居、家財の補修、買換えなど、災害復旧のために臨時応急的な資金をお貸しします。

- ◆貸付限度額 200万円
- ◆貸付利率 1.42%（別途保証料が必要です）
- ◆償還期間 7年（うち据置期間1年）
- ◆対象者 県内に居住し、県内企業に勤務する方
（その他金融機関、保証機関の定める基準を満たす方）

【お問い合わせ先】

- 東北労働金庫福島県本部・各支店 ☎0120-1919-62
- 福島県雇用労政課（福島県中小企業労働相談所）
☎0120-610-145

[利用時間 9:00～16:00（土・日・祝日を除く）]

(3) 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）について

次の①、②の資金を融通いたします。

- ①平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び運転資金
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要なとする運転資金

- ◆貸付限度額 ①の資金 500万円以内
②の資金 個人500万円以内、
法人・団体700万円以内
- ◆貸付利率 1.2%以内（ただし、JA取扱いについては無利子）
- ◆償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)大東銀行本店及び各支店

【お問い合わせ先】

- 福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

(4) 漁業経営対策特別資金（東日本大震災漁業経営対策特別資金）について

今回の地震による津波、原発事故の影響により、被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。

- ◆貸付限度額 個人500万円以内、法人700万円以内
- ◆貸付利率 無利子
- ◆償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- ◆取扱金融機関 県信用漁業協同組合連合会

【お問い合わせ先】

- 福島県水産課 ☎024-521-7379

(5) がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

このたび、県内6方部ごとに担当する受託事業者を以下のとおり決定しました。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

今後、各事業者から順次求人していきますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせいただくことになります。

- 〈雇用対象者〉 被災された方、失業中の方
- 〈雇用期間・条件〉 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- 〈業務内容例〉

- ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
- ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

〈従事場所〉 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

〈募集方法〉

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報提供になりますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

3 住宅に関する情報

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

6月21日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ◆浪江町 ☎03-5638-5055 | ◆西郷村 ☎0248-25-1117 |
| ◆富岡町 ☎0120-336-466 | ◆南相馬市 ☎0244-23-7635 |
| ◆榎葉町 (会津地区) ☎0120-562-150 | ◆葛尾村 ☎0242-83-0271 |
| (いわき地区) ☎0120-562-171 | |

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間：(毎日) 8:30~17:15】

(県外避難者) 024-523-4157

(2) 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用しております。

【対象世帯】

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

【住宅要件】

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

【借上げ住宅の変更契約】

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、以下の要件のいずれかに該当する場合は、変更契約が可能です。家賃等を変更する場合は、6月30日までに各市町村窓口にて手続きを行ってください。

- ① 入居者が5人以上（乳幼児を除く）の世帯で、家賃限度額の一部緩和に伴い、家賃等の設定を変更する場合
- ② 共益費、管理費、駐車場代等を入居者ご自身が負担している場合
(※【住宅要件】①に記載のある家賃限度額の範囲内での契約変更となります)

【借上げ住宅の住替え】

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

(3) 民間賃貸住宅に係る家賃等返還手続きについて

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、7月以降に入居日にさかのぼって県が負担いたします。具体的な申請方法、窓口及び家賃等の対象範囲は後日お知らせします（契約書や家賃支払いに関する関係書類を保管しておいてください）。

(4) 県外の借上げ住宅について (現在、県外に避難されている方が対象)

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

※なお、6月20日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。

(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

◆青森県 ☎017-734-9580、9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640、2646

◆栃木県 ☎028-623-0618、0619 (7/1～申込開始)

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

(社団法人全国賃貸住宅経営協会<http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>)

(5) 生活家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット

受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

※家電が届かない等についてのお問い合わせ

【日本赤十字社 東日本大震災復興支援お問合せ窓口】: 0120-60-0122

(6) 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、下記により旅館ホテルへお知らせください。

①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

(退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください)

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時

(なるべく退去1週間前までには報告ください)

当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

● 福島県観光交流課 ☎024-521-7398

4 医療に関する情報

(1) 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

① 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名生年月日等を申し出ることにより保険診療を受けられる取扱となっておりますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります(紛失の場合再交付を受けてください)。

② 医療機関等における一部負担金等が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、下記の要件に該当し、窓口で一部負担金等の支払が猶予されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、加入されている医療保険の保険者に免除証明書の交付を申請してください。

○ 災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 原発の事故に伴い、政府の避難指示又は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

免除となる期間は、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。

※ ただし、以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、被保険者証があれば免除証明書は不要です。

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※ また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様の取扱いとなります。

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

③ 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、還付を受けることができます。

震災以降、これまでに支払猶予・免除の対象でありながら一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

申請の方法等は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

福島県国民健康保険課

☎024-528-9025

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3916

これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者か勤務先の事業所にお問い合わせください。

(2) こころの健康に関する相談について

地震後に、「不安で眠れない、夜中に目が覚める」、「考えがまとまらない、何も手につかない」「食欲がない」など、お困りごとがありましたら、下記相談窓口で、個別にお話をお聞きしますのでご連絡ください。

○ 精神保健福祉センター ☎0570-064-556

【受付時間：9時から17時まで(平日)】

○ 県北保健福祉事務所 ☎024-534-4300

○ 県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7811

○ 県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5649

○ 会津保健福祉事務所 ☎0242-29-5275

○ 南会津保健福祉事務所 ☎0241-63-0305

○ 相双保健福祉事務所 ☎0244-26-1132

○ 郡山市保健所 ☎024-924-2163

○ いわき市保健所 ☎0246-27-8557

【受付時間：9時から17時まで(平日)】

○ 福島いのちの電話 ☎024-536-4343

【受付時間：10時から22時まで(土日を含む)】

※ 毎月10日のみフリーダイヤル0120-738-556で24時間受け付けています。

5 教育に関する情報

○高校等奨学資金貸付金（福島県奨学資金緊急採用）について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

◆貸与月額

国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円

私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

◆貸与期間 採用年度における1年間

◆利子 無利子

◆保証人 連帯保証人1名（保護者）

◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要な書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

● 在学している学校 または

福島県教育庁学習指導課

☎024-521-7775

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
警戒区域一時立入り受付センター	0120-208-066	8時～20時まで (毎日、～6/30)
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時～15時: 平日) 県弁護士会 (14時～16時: 平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時 (月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室 (コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで (土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課 (感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164, 7165	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時: 平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	03-3414-5160	震災こころのサポートセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9時～21時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6機関 8時30分～17時15分: 平日) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター (月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで (土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会

県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(土日含む)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間 9:00~16:00(月~金)
公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター(10時~16時)
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30~17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-521-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時~17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部
行方不明者・警察安全相談	024-522-2151	福島県警察本部(8:30~17:15)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (9:00~16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月~土:10時~19時) [Fターンセンター東京] (月~土:10時~18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月~金:8時30分~17時) [福島窓口] (月・火・木~土:10時~18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [いわき窓口] (月~土:10時~19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分~16時30分:平日)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時~17時:土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター

◆農林水産業に関する相談			024-521-7319	農林企画課
【受付時間：8時30分から21時まで（毎日）】				
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談				
【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】				
国管理道路（国道4号, 6号, 13号, 49号）	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所		
県管理道路（上記以外の国道、県道）などの土木施設に関する相談（下記のとおり）				
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課		

市町村問い合わせ先一覧

(6月21日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
いわき市	0246-25-0500	西会津町	0241-45-2211		
県北管内	福島市	024-535-1111	会津管内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)		
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稻荷塚77)		